

## 平成30年7月豪雨等の災害復旧工事における労務・資材の不足への対応（試行）について

### 1 趣旨

平成30年7月豪雨及び台風24号等による災害復旧工事において、多くの被災箇所  
でブロック積工を採用しており、労務については間知ブロック積工の施工に必要となる  
ブロック工の不足、資材については間知ブロック、大型ブロックの不足が発生している。  
この労務及び資材の不足について、以下により対応することとする。

### 2 適用範囲

この対応方針は、平成30年7月豪雨及び台風24号による災害復旧工事について適  
用する。

### 3 間知ブロック積工の施工予定数量等の把握

事務所（局）毎に、災害復旧工事で用いるブロック積工の施工数量、完成目標時期、  
特に熟練の技能者が必要となる曲線状に設置する現場、法面勾配が変化する現場の数量  
も把握する。

### 4 ブロック工（労務）不足への対応

#### （1）事務所（局）管内におけるブロック工（労務）の状況把握

- ・管内の建設業協会地区協会等に、管内におけるブロック工（労務）の状況を聞き取り  
し、ブロック工（労務）の対応可否の状況を把握する。

#### （2）ブロック工（労務）の不足への対応

- ・施工予定数量と現場毎の完成目標時期、管内における状況などから、ブロック工（労  
務）の不足が見込まれる事務所（局）においては、受注者からの協議書により、ブロ  
ック積工の形状（曲線、法面勾配の変化）等、ブロック工が確保できず、工期内に完  
了できない事情を確認の上、工期延期又は構造変更（大型ブロック積工への変更）に  
よる設計変更で対応する。
- ・工期延期又は構造変更による設計変更は、発注者が月毎に一般社団法人鳥取県建設業  
協会地区協会に、ブロック積工の施工に必要となる「石工・ブロック工」の労務の状  
況を確認し、建設業協会地区協会から文書により労務の不足が確認できた場合に限り  
設計変更できることとする。
- ・発注者は、設計変更で対応する場合は、工期延期の程度、事業目的、現場条件などを  
勘案し、「工期延期」又は「構造変更」のどちらで対応するか工事毎に判断する。
- ・なお、ブロック積を大型ブロック積に構造変更する場合は、大型ブロックの資材も不  
足が想定されるため、別添フローにより対応すること。

### 5 ブロック積用資材（間知ブロック・大型ブロック）不足への対応

#### （1）設計変更による対応

- ・発注者は、発注時には選定した製品が施工時に納入可能かどうかを判断することは困  
難な場合が多く、経済比較等により選定した製品等により発注せざるを得ない状況。  
受注者においても入札時点での製品確保は困難な状況。

- ・このため、発注時に選定した製品が市場に全く無いことが契約後に判明するなど、施工時に調達できないことが明らかで、この資材不足が原因で工期内に完了することが出来ない場合には、発注時の設計条件（その製品を使用し工期内に完了可能）が変更となることから、受注者からの協議をもとに設計変更により対応する。

## （２）設計変更の対応方法

- ・発注者は、上記（１）により設計変更で対応する場合は、工期延期の程度、事業目的、現場条件などを勘案し、「工期延期」又は「資材の変更」のどちらで対応するか工事毎に判断する。

※「資材の変更」については、積算上の変更であり、当該製品の使用を受注者に義務付けるものではない。

- ・受注者は、協議書に資材の不足状況（在庫状況・納入時期など）等を証明する書類（コンクリート製品協同組合からの書類など）を協議書に添付する。

## （３）資材の変更で対応する場合の留意事項

- ・発注者は、求める機能を満たす製品の中で最も経済的となる製品で積算すること。ただし、製品名等は契約図書に明示しないこと。
- ・間知ブロックから大型ブロック（控え 350mm）への変更など、施工歩掛が変更となる場合は、施工費用も含めて経済比較すること。

## （４）県外産製品の取扱いについて

- ・別添フローのとおり、県内産の大型ブロックが調達できない場合、県外産の大型ブロックにより対応する。ただし、県内産製品が調達できないことを証明する書類を協議書に添付する。

### 【参考：資材不足により想定される設計変更】

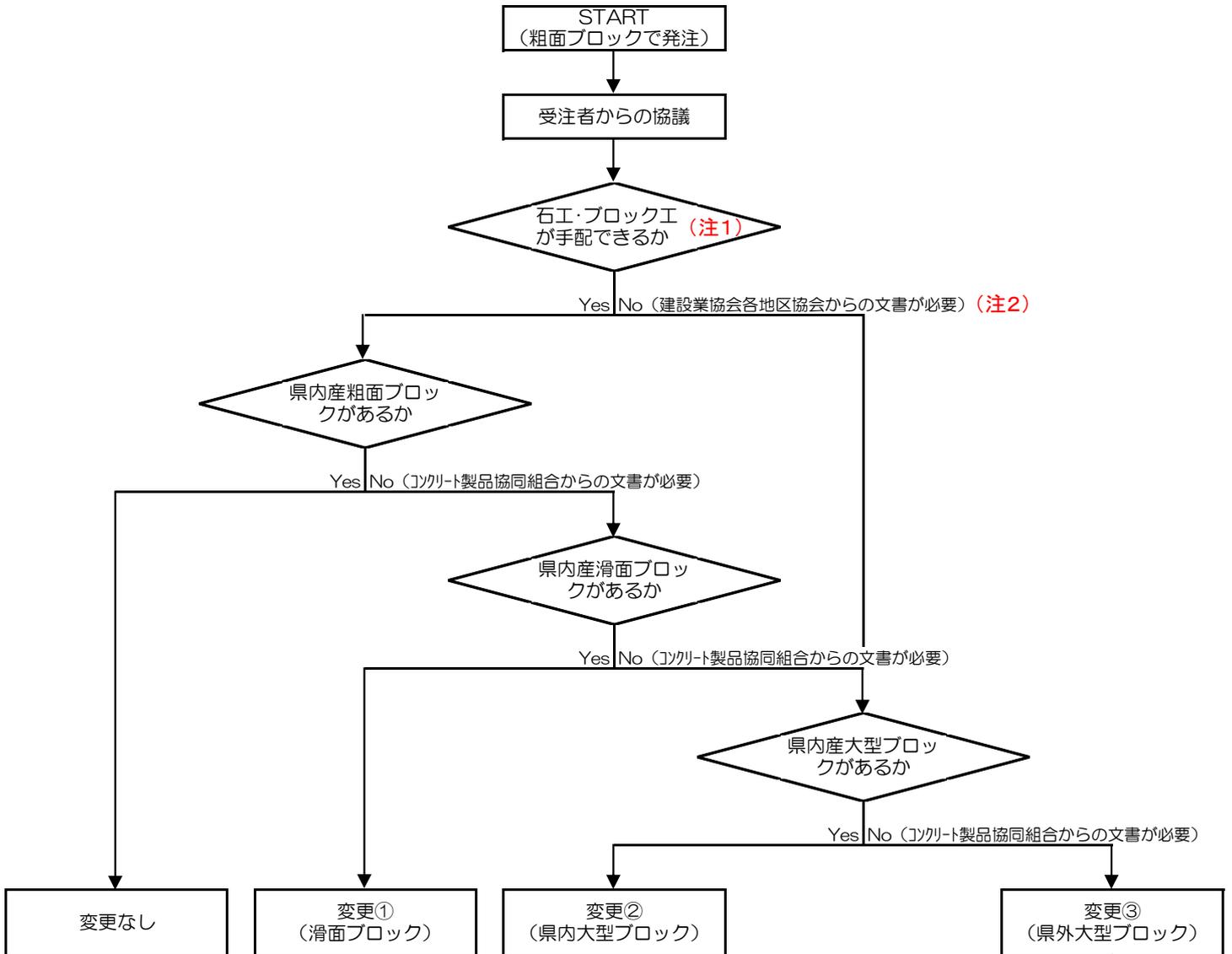
#### [ブロック積工]

- ① 粗面ブロックの不足による滑面ブロックへの変更
- ② 間知ブロックの不足による大型ブロックへの変更
  - ・変更する大型ブロック（控え 350mm）は、納入可能な製品で施工費用も含めて経済比較し設計変更するブロックを選定。注）設計書では製品指定しないこと。

#### [大型ブロック積工]

- ③ 設計時に採用したブロックの不足による他ブロック資材（製品）への変更
  - ・②と同様に、納入可能な製品で経済比較し設計変更するブロックを選定。

平成30年7月豪雨及び台風24号に係るブロック積工 変更フロー



(注1) 『石工・ブロック工が手配できない場合』は、ブロック積形状が以下の場合に限り大型ブロックへの設計変更を可能とする。

- ①平面線形が曲線の場合
- ②法面勾配が変化する場合
- ③その他、特殊な形状の場合（個別協議）

上記以外のブロック積形状においては、承諾書による対応とし、設計変更は行わない。

※ 上記①～③の形状においては、フレキシブルな間知ブロックの方が形状に合わせた施工が可能であるが、同時に形状に合わせるための熟練した技術を要し、専門の石工・ブロック工が必要なため、上記の条件とした。

(注2) 発注者が月毎に一般社団法人鳥取県建設業協会各地区協会に、ブロック積工の施工に必要な「石工・ブロック工」の労務の状況を確認し、支部から文書により労務の不足が確認できた場合に限り設計変更できることとする。